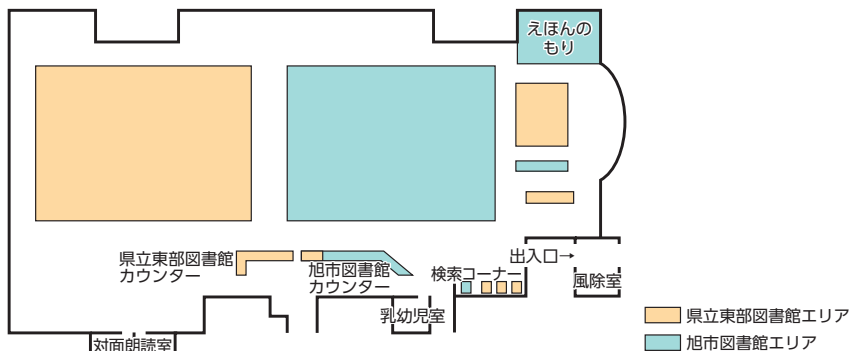


県立東部図書館内に移転

旭市図書館が開館

旭市図書館は、県立東部図書館内(旭市ハの349番地)に移転し、
7月10日(土)に開館します。

図書館内配置図



開館時間

● 火・金曜日…午前9時～午後7時
● 土・日曜日、祝・休日…午前9時～午後5時

休館日

月曜日、毎月第3金曜日、年末年始、特別整理期間(一年を通じて10日以内)
※月曜日が祝・休日にあたる場合はその翌日が休館となります。
※第3金曜日が祝・休日にあたる場合は、その前日が休館となります。

※移転後も、旧旭市図書館(市民会館)前の返却ポストは、しばらくの間利用できます。

問い合わせ先

生涯学習課社会教育施設班

☎ 55・2566

ひとり親世帯以外の

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

対象／(1)のいずれかに該当し、かつ(2)の所得要件のいずれかに該当する人

- (1)①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人
- ②令和3年5月分以降の児童手当または特別児童扶養手当を受けている人
- ③平成15年4月2日から平成17年4月1日に出生した児童の養育者

- (2)①令和3年度市民税均等割が非課税の人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課税の人と同じ水準となった人

支給額／児童1人当たり一律5万円 ※低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)や、転入前に他市などで本給付金を支給されている人は除きます。

申請期限／令和4年2月28日(月)

※子どもが生まれたばかりで申請が間に合わない方は、ご相談ください。

申請手続き／令和3年4月分の児童手当、特別児童扶養手当を受給していて、非課税の人は申請不要です。それ以外の方は申請が必要なので、子育て支援課子育て支援班にご相談ください。

申し込み・問い合わせ先

子育て支援課子育て支援班(☎62-8012)

期限内の納付に協力を

自動音声による電話催告を実施

後期高齢者医療保険料、保育料、介護保険料、市営住宅・雇用促進住宅・駐車場使用料、下水道使用料、学校給食費について、納期限を過ぎても納付の確認ができない人に、自動音声による電話催告を実施します。

なお、この電話催告で振り込みを求めたり、ATMの操作を求めたりすることは一切ありません。

発信専用電話番号／85-5090

内容／自動音声(女性)による未納のお知らせと納付の催告

【問い合わせ先一覧】

主な債権	問い合わせ先
後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
保育料	子育て支援課保育班 (☎62-5313)
介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
市営住宅・雇用促進住宅・駐車場使用料	都市整備課建築住宅班 (☎62-5895)
下水道使用料	上下水道課経営業務班 (☎62-5357)
学校給食費	旭市第一学校給食センター (☎62-0366)
	旭市第二学校給食センター (☎55-2246)